

令和5年度 第1回義務教育学校検討委員会

日時 令和5年4月28日 15:00～

司会 定山溪中学校教頭 佐々木絵里子

- 1 開会の挨拶 定山溪中学校 校長 関根 昌彦
- 2 協議事項
 - (1) 組織及び役員構成の確認
 - (2) 〔義〕校名、学校教育目標、校歌、校訓の決定について
 - (3) 〔義〕標準服について
 - (4) 〔CS〕学校運営協議会準備委員会の業務について
 - (5) 〔CS〕学校運営協議会規約（案）について
 - (6) 〔CS〕小中学校から、地域から
 - (7) 〔義CS〕その他
- 3 連絡、その他
- 4 閉会の挨拶 定山溪小学校 校長 石川 直道

<参加者名簿>

所 属	役 職	氏 名	出欠
地域・評議員 関係	定山溪連合町内会会長	陰元 潤一	
	定山溪連合町内会副会長	石川 康夫	欠席
	体育・青少年育成部長	江刺家 博	
	学校評議員（小中兼務）	井口 榮子	
	まちづくりセンター所長	長岡 佑介	
	定山溪観光協会会長	古川 雅朗	欠席
	定山溪中 同窓会 会長	奥田 康博	
PTA 関係	定山溪小 PTA 会長	小松原 綾子	
	定山溪中 PTA 会長	山内 幸江	
保育園	定山溪保育園 園長	水岡 正則	欠席
児童会館	定山溪小ミニ児童会館館長	川越 可奈子	
学校関係	定山溪小 校長	石川 直道	
	定山溪小 教頭	青木 純	
	定山溪中 校長	関根 昌彦	
	定山溪中 教頭	佐々木絵里子	
市教育委員会	教育推進課	中川 亜由美	
	教課程担当課	佐藤 雅哉	
	家庭や地域とのつながりコーディネーター	綱渕 友也	

2 協議事項

(1) 組織及び役員構成の確認

別紙1「令和5年度 義務教育学校設立準備委員会」参照

別紙2「定山溪地区義務教育学校開校に向けての組織図」参照

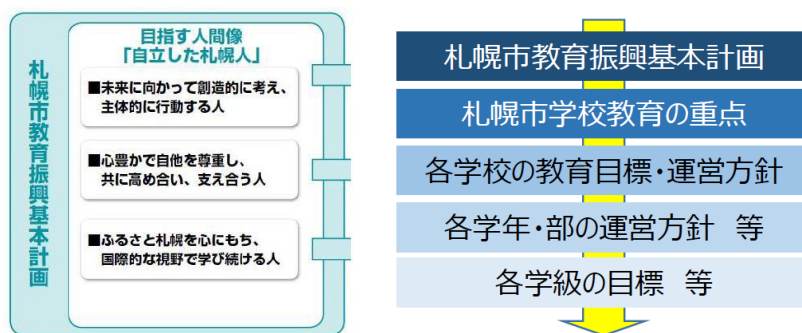
年度 立案事項	令和5年度				令和6年度			
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
組織構成	←→							
役員構成	←→							
学校運営協議会規約策定		←→			←→			
校名	←→							
学校教育目標		←→						
校訓			←→					
校歌		←→						
校章		←→						
年間活動計画					←→			
標準服			←→					
郷土博物館	←→							

(2) 〔義〕校名、学校教育目標、校歌、校訓の決定について

～グランドデザインを踏まえて～

別紙3「令和5年度 定山溪小学校・定山溪中学校 小中一貫した教育グランドデザイン（案）」

別冊 「令和5年度 札幌市学校教育の重点」



(3) 〔義〕標準服について

<学年段階の区切り「4・3・2ブロック制」と標準服>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
低ブロック (低学年)				中ブロック (中学年)			高ブロック (高学年)	
私服(現在の小学生のイメージ)				一部標準服 (ブレザー)			完全標準服 (ブレザー、スラックス、スカート、)	

- 5年生進級時に、地域より標準服ブレザーを贈る。(予算の問題)
- 中ブロックのスラックス、スカートについては、希望者が標準服を各家庭で購入。
- 中ブロックのブレザー以外は基本的に自由とする。
- 標準服の選定については、3社以上の見積、プレゼン、意見集約をして決定。
- 事務手続きは、準備委員会の指導保体部にお願ひし、内容についてはCS部で決定する。
- 1年生から9年生までの共通のウェア(トレーナー、セーター等)は必要かどうかの検討。

(4) 〔CS〕学校運営協議会準備委員会の業務について

(5) 〔CS〕学校運営協議会規約(案)について

別紙4「定山溪小・中学校 学校運営協議会」規約

(6) 〔CS〕小中学校から、地域から

(7) [義CS] その他

(2) 令和5年度学校運営協議会設立準備委員会開催予定

回	開催予定日	主な検討内容（☆義務教育学校 ○学校運営協議会）
第1回	4月28日（金）	○顔合わせ ○組織及び役員構成 ☆校訓、校歌、校名 ○学校運営協議会運営内容 ○学校課題 ☆学校教育目標
第2回	7月19日（水）	○組織及び役員構成 ○学校運営協議会運営内容 ○予算（活動費） ☆校訓、校歌 ☆標準服 ○夏季休業中の地域活動 ○学校課題
第3回	9月7日（木）	○学校運営協議会運営内容 ☆校訓、校歌 ☆標準服 ○神社祭参加について ○学校行事、学校課題
第4回	11月17日（金）	☆各業務の経過報告 ○令和6年度の活動 ○予算
第5回	2月28日（水）	☆校訓の決定 ☆校章 ☆標準服 ○令和6年度学校運営協議会活動計画案及び予算案

*令和5年度は5回の委員会を開催する。

*会場は定山溪中学校を基本とする。

*開催日については、その都度調整し、中学校から委員に案内する。

令和5年度 定山溪小学校・定山溪中学校 小中一貫した教育グランドデザイン

小中一貫教育目標

人や自然を愛する
自ら学ぶ
共に伸びていく

めざす子どもの姿

- ①自分で考え、判断し、粘り強く物事に取り組む子ども **思考力・判断力**
- ②全ての人に思いやりをもって接することができる子ども **思いやり**
- ③自然環境や日常の事象に目を向け、体験的に追究していく子ども **課題探究力**
- ④学習の仕方を身に付け、意欲的に学ぶ子ども **学習意欲**
- ⑤コミュニケーション能力を身に付け、他と協働しながら成長する子ども **コミュニケーション能力**
- ⑥心身の健康を意識し、自分で体調管理しようとする子ども **自己管理能力**

定山溪地域の願い

校訓 『 (CS 検討部による作成～R6.2月制定予定) 』

- 「思いやり」の心が溢れ、「優しさ」で結ばれる子どもが育つ学校
- 地域が支え、いつまでも家族のようにつながり続ける「絆」が育つ学校

定山溪スタイル



定山溪スタイル

学び方

「課題をつかみ、解決方法を探し、試行錯誤して、解決へ向かう」一連の学習スタイル。自ら進んで学習する能力。

発信

自らの考えをまとめ、相手に伝わるよう、表現の仕方を工夫し、世界に向けて発信する。

義務教育学校としての特徴を生かす基本的な考え方

学ぶ力の育成 ・全ての学年における発達の段階に応じた定山溪スタイル(課題探究的な学習)の実施。 ・9年間を通した指導と評価の一体化。 ・幅広い異年齢集団を生かした学習活動の実施。	豊かな心の育成 ・9年間を通した学校全体での子どもの見守り。 ・9年間の発達の段階に応じた児童生徒の主体性や思いやりの心を育む指導。
健やかな体の育成 ・運動習慣の確立を意識した子どもの運動機会を創出する仕組みづくり。 ・9年間を生かした基本的な生活習慣(歯と口の健康)の確立、食育の推進、命を大切にす指導。	家庭・地域とのつながり ・地域に開かれた学校として、学校・保護者・地域が育てたい子ども像を共有し、連携・協働して子ども達を育成していく学校づくりを推進。 ・地域人材、地域資源を活用した取組を積極的に実施。
特色ある教育活動 ・郷土の特性を活かした自然をテーマとした環境教育の実施。(森林教室) ・正しい生活習慣を身に付けることの大切さを、歯と口の健康から考えていく活動。(和歯8020運動)	特別活動 ・指導区分を生かしたクラブ活動と部活動の工夫。 ・系統性のある文化的行事、健康安全・体育的行事の整理と工夫。

年間推進計画

	年間推進項目	4月～7月	8月～12月	1月～3月
学びと発信	①課題探究的学習 ②朝読書 ③ICTの活用 ④家庭学習の習慣化 ⑤学習規律 ⑥基礎学力の定着 ⑦総合的な学習発表会	①③各教科、各行事 ②習慣化 ④⑤各学級、教科指導 ⑥朝学習、放課後学習 ⑦1学期活動発表会(旅行的行事発表会)	①③各教科、各行事 ②図書室との連携 ④⑤各学級、教科指導 ⑥朝学習、放課後学習 ⑦定山溪からの発信、2学期活動発表会(森林教室発表会)	①③各教科、各行事 ②ピプリオバトル ④⑤各学級、教科指導 ⑥朝学習、放課後学習
愛する心	①豊かな体験活動 ②道徳教育の充実 ③キャリア教育 ④地域を知る活動 ⑤他者との関り	①教材園活動・森林教室 ③職場訪問、体験、国際理解、福祉、仕事調べ ④地域探検、校外学習、宿泊学習、修学旅行 ⑤あいさつの励行、仲間や地域とのきょうどう	①教材園活動・森林教室・自然探検・地域行事参加 ②郷土を学ぶ ③定山溪からの発信 ④定山溪の魅力発信 ⑤あいさつの励行、仲間や地域とのきょうどう	①地域行事参加 ③未来を考える(進路) ④有馬小と交流 ⑤あいさつの励行、仲間や地域とのきょうどう
強い体と心	①体育的行事 ②保健、食指導 ③安全指導 ④部活動	①合同運動会、遠足、陸上記録会、スポーツテスト ②歯科検診、スマホ安全教室、非行防止教室 ③避難訓練、救急救命講習 ④中体連	①プール開放、なわとびチャレンジ、球技大会 ②和歯8020運動、給食週間、こころの授業 ③避難訓練、救急救命講習 ④中体連新人戦	①雪中運動会、スキー学習 ②性に関する指導
地域とのつながり	①合同運動会 ②連町ふれあい事業 ③地域行事 ④ミニ児童会館事業 ⑤幼・保連携事業	①連町合同運動会 ③ヤマメ放流体験	②ルスツ体験、動物園見学、ふれあい遠足 ③神社祭神輿、地区音楽会	①連町合同雪中運動会 ③定山溪雪灯路 ④スノーシュー体験 ⑤新1年生1日入学

(案)

「定山溪小・中学校 学校運営協議会」規約

(名称)

第 1 条 本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 6 に規定する学校運営協議会」に基づいた共同組織体で、名称は、「定山溪小・中学校 学校運営協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、札幌市学校運営協議会規則（これから？）に基づき、定山溪地区の特色ある教育の推進及びこれに係る関係者の意欲の向上を目指すものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認及び協力)

第 3 条 校長は、学校運営に関する基本的な方針に係り、次の事項について説明し、承認を受ける。

- (1) 学校経営方針
 - (2) 教育推進の重点
 - (3) 変更や改訂のあった教育課程
 - (4) 年間行事計画及び特色ある取組
 - (5) 学校評価に係る評価項目及び目標値等
 - (6) その他校長が必要と認めること
- 2 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるための支援を行う。
- 3 必要に応じて、活動及び実践に係る協議や連絡調整を行う。

(意見の申出)

第 4 条 協議会は、学校運営に関することについて、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。この場合において、教育委員会に対して意見を述べるときは、校長を通じて行わなければならない。

(委員)

第 5 条 協議会は、15 人以内の委員をもって構成する。

2 委員は校長のほか、次に掲げる者のうちから校長が推薦する。

- (1) 定山溪小・中学校に在籍する生徒の保護者 → PTA 会長
- (2) 定山溪小・中学校の校区内の地域住民 → 連町、まちセン、観光協会、同窓会
- (3) 定山溪小・中学校の運営に資する活動を行う者 → 評議員
- (4) 定山溪小・中学校区の教育・保育を行う者 → 保育園、ミニ児
- (5) 定山溪小・中学校教職員 → 管理職等
- (6) その他教育委員会が適当と認める者 → コーディネーター

(守秘義務等)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない行為。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為。

(3) その他協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す行為。

(任期等)

第 7 条 委員の任期は1年間とし、任命の日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 8 条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、校長と協議の上、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決することによる。

5 議決すべき事項に利害関係を有する委員は、当該事項について議決権を有しない。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の教職員を会議に出席させることができる。

7 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(部会)

第 10 条 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(学校運営に関する評価)

第 11 条 学校評価は、生徒がよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指す。

2 学校評価の結果については、学校関係者委員に加えて教職員も参加し、協議

会で取り扱う。学校評価の結果と協議会で検討した内容は公表する。

(委員の解任)

第12条 本人から辞任の申し出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めがあったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解任される。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のために職務が遂行できないとき。
- (3) その他解任に相当する事由があると認めるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(運営規則)

第13条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、定山溪小・中学校において処理する。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。この要項に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。